

モジュール9

家庭への対応

【学校にできること④】

モジュール9

このモジュールでは、虐待を受けた又は虐待が疑われる子どもの保護者や、その家庭への対応について研修を進めます。

児童虐待は家庭で起こるものであり、その問題は、本来、最終的には、保護者の養育態度が修正され、子どもとの関係が再構築されることでしか、解決し得ないものです。

児童相談所等に虐待通告された子どもであっても、施設入所等により家庭から分離されるケースはむしろ少数であり、全体の8割から9割のケースは、在宅のまま、学校を含めた地域の資源により見守りと支えが続けられていくこととなります。

通告のあった子どもの家庭での状況の確認や保護、保護者への指導や支援は、主として福祉関係機関による対応に委ねられることとなりますが、学校や教育委員会も、必要に応じ、これらの対応に関し協力を求められることがあります。

また、学校は、学齢期のすべての子どもに関わることでできる唯一のシステムであり、どんなに難しい家庭や保護者であっても、子どもを通じて何らかのパイプを維持していることがしばしばです。このような学校に対しては、家庭内における虐待を早期に発見すること、子どもの育ちを家庭とともに支えていくこと等において、大きな役割を果たすよう期待も集まっています。

このような中であって、家庭への対応において学校ができることは何かを理解し、福祉機関等との連携を適切に進めていけるようにするのが、このモジュールのねらいです。

家庭への対応に際してのためらい

○ 家庭への対応をためらう理由

〔学校・教職員をためらわせる「懸念」〕

- *「子どもの被害がかえって大きくなるか？」
- *「家庭との信頼関係を損なってしまうか？」

〔学校・教職員によくある考え方〕

- *「学校のできる限界までとにかく頑張る」

高すぎる目標水準を立て「とてもできない」となる

- *「子どもの問題には、家庭との協調で対処する」
- だが、
- *「虐待は、保護者と子どもの利害対立である」

「(家庭との強調による対応という)これまでの経験則が使えない」と感じる

モジュール9

(家庭への対応に際してのためらい)

児童虐待に関し家庭への対応を行おうとするとき、学校・教職員はしばしばためらいます。まず、このためらいがどこから生じてくるのかを考えてみましょう。

(学校・教職員をためらわせる「懸念」)

ひとつは、「家庭にかかわることでよけいに子どもに被害が出るのではないか」という懸念です。

また「虐待という確証もないのかかわることで家庭との信頼関係を損なってしまうか」という懸念もあります。

これらはいずれも、虐待を通告しようとするときに教職員が感じるためらいと同じです。

(学校・教職員によくある考え方)

学校・教職員によくある考え方が、家庭への対応を難しくしているという指摘もあります。

そのひとつは、「学校のできる限界までとにかく頑張る」という考え方です。もちろん、学校が果たすべき責任を果たすというのは当然のことです。しかし、そのために、ともすると学校には無理だと考えられることまでもやろうとしがちです。そこで、本来到底学校ではなし得ないような目標水準を立ててしまい、「とてもできない」と考えてしまいます。

また、学校は、伝統的にも、家庭との協調によって子どもの問題に対応するという考えを強く持っています。虐待を保護者と子どもの利害対立の図式でのみ理解してしまうと、こうした伝統的な対処の経験則が使えないと感じることになります。

こうしたことが、家庭への対応をためらわせたり、保護者との間で踏み込んだ話をできない結果を招くことがあるのです。

虐待対応の際に生じやすい 保護者との軋轢

- 虐待について子どもに事実確認
→ 保護者は、激しい抗議
- 関係機関に虐待を通告
→ 保護者は、「裏切られた」と攻撃
- 子どもの問題行動と保護者の養育態度について話し合いを提案
→ 保護者は、「もう登校させない」と硬化

モジュール9

（虐待対応の際に生じやすい保護者との軋轢）

次に、学校が実際の虐待ケースへ対応する際に、保護者との間でどのような問題が生じてくるかを見てみましょう。

（虐待について、子どもに事実確認したとき）

まず、虐待を疑い、子どもに事実確認をしようとした場合、保護者から激しい抗議を受けることもあります。

（関係機関に虐待を通告したとき）

関係機関に虐待を通告した場合、「先生を信じていたのに裏切られた」と攻撃されることもあります。

（保護者本人に話し合いを提案したとき）

子どもの問題行動について保護者に伝え、その背後にある保護者の養育態度について話し合いをしようとする「そんなに迷惑をかけているならもう登校させません」と言われることもあります。

これらはみな、虐待対応を進めようとするとき、実際に生じる保護者との軋轢であり、家庭への対応においてしばしば生じる問題です。教職員を襲う現実的な不安でもあり、感じて当然の不安です。

対応の失敗例

* ネグレクトされている子どもへの再三にわたる生活指導が、さらに、保護者による身体的虐待を誘発

* 不登校事例に際し、「家では元気にしています」との親の言葉を鵜呑みにし、子どもの状態を現認しないまま、家庭内での虐待を見過ごし

* 父親からの身体的接触を嫌がる女児の訴えを受けていたが、「夫は子どもが好きなので」という母親の言葉を鵜呑みにし、性的虐待を見過ごし

モジュール9

(対応の失敗例)

ここで、家庭への対応の失敗例をいくつか見てみましょう。

(学校の対応が保護者による虐待を誘発した事例)

ネグレクト事例で、学校が、提出物の遅れや子どもの不衛生について再三にわたる生活指導をしたところ、「あなたがきちんとしていないからだ」と子どもが親から責められる結果になり、身体的虐待を惹起してしまいました。この事例では、子どもとつきあう「コツ」を一緒に探していこうという姿勢が十分なかったことが、反省点となりました。

(不登校状態の子どもに対する家庭内での虐待が見過ごされた事例)

長期化した不登校事例に際して、「家では元気にしています」という親の言葉を鵜呑みにしていたところ、後日、深刻なネグレクトと心理的虐待だったことがわかりました。この事例では、子どもの安全を実際に目で見て確認できない期間が続いているということは、それ自体が異常事態であり、関係機関による家庭への立ち入りを必要としているという認識を欠いていたのだと思われます。

(母親の言葉によって、父親による虐待が見過ごされた事例)

父親からの身体的接触を嫌がる子どもの訴えをたびたび受けながら、「夫は子ども好きなので」という母親の言葉によって性的虐待を見逃してしまいました。この事例では、「子どもが嫌がっている」という事実について話し合う姿勢と、父から娘への性的虐待が母親に与える心理的苦痛による現実否認という可能性を見逃したのだと考えられます。

学校による家庭への対応

その前提

- 学校は治療機関でも判定機関でもない
～ 学校に期待されるのは、家庭を支える地域資源の1つとしての役割
- 「保護者との信頼関係」は、虐待を通告しない理由にはならない
- 家庭へのかかわりにおいても、チーム対応が基本
※ チームのメンバーが、互いの役割のちがいと保護者との関係におけるメンバー間の差を、理解していることが重要

モジュール9

（家庭への対応－その前提）

それでは、学校・教職員が実際の虐待ケースに直面した場合には、家庭・保護者への対応でどのような点に留意したらよいでしょうか。まず、対応の前提となる基本的な考え方について見てみましょう。

（学校は治療機関でも判定機関でもない）

学校は心理治療の専門機関ではありません。ましてや、保護者の養育に対して判定を下す機関でもありません。

学校に最も求められているのは、家庭を支える地域資源の1つとしての役割です。

（「保護者との信頼関係」は虐待を通告しない理由にはならない）

「保護者との信頼関係」は大切です。しかし、それは虐待通告をしない理由にはなりません。通告が保護者に対する懲罰的な行為だと思っははいけません。それは、親子という関係を救うための行為です。

（家庭へのかかわりにおいても、チーム対応が基本）

教職員による家庭へのかかわりでも、チームによる対応が不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当教員など、それぞれに対して異なる態度を示します。場合によっては、保護者が、ある教職員に対して、別の教職員への批判を激しく訴えることもあります。その場合、批判に必死に抗弁したり、批判されている教職員を過剰に弁護しないことが大切です。

親の批判は身勝手に現実的ではないかもしれませんが、しかし、怒っていること、その怒りを訴えようとしていることは確かであり、それを受けとめてくれる相手だとあなたを認知しているのです。だからこそ、チームのメンバーが、互いの役割のちがいと保護者との関係におけるメンバー間の差を、いつも理解していることが重要になります。

家庭への対応のゴール

- (1) 家庭が地域社会で陥っている孤立の解消
- (2) 虐待につながる家庭内の病理性の改善
- (3) 保護者の怒りの処理のための適切な方法の発見・提供
- (4) 保護者自身の実家や親族との人間関係、夫婦間の関係の改善
- (5) 子どもに対する不正確な認知の改善
- (6) 子どもを個として認知し関わること
- (7) 子どもの「悪い行動」への耐性をつけること
- (8) 子どもが保護者以外の大人とよい関係をもつことを受け入れること
- (9) 子どもとの関係を楽しめること
- (10) 子どもに関する肯定的感情を直接表現できること

モジュール9

(家庭への対応のゴール)

虐待事例の家庭への対応には、いくつかゴールが考えられます。そのすべてが学校にできるとは限りませんが、何がゴールなのかを知っておくことは、自分たちがしていることの意味を常に確認する上で大切なことです。

まず、“家庭が地域社会で陥っている孤立の解消”というゴールがあります。教職員が保護者の悩みを聞く相手になれば、それが1つの前進にもなります。

“虐待につながる家庭内の病理性の改善”もゴールのひとつです。しかし、学校にはなかなか直接的なアプローチが難しいことです。解決につながりそうな福祉サービスを紹介したりすることが考えられます。

“保護者の怒りを処理するための適切な方法”を見付け、提供することも大切です。教職員が良い聞き手になることはこの点でも大きなポイントとなります。

“保護者自身の実家や親族との人間関係や夫婦関係の改善”も大切ですが、学校にはなかなか介入しにくい点です。

“子どもに対する不正確な認知の改善”については、教職員が子どもとうまくかかわることができるようになれば、それがそのまま大きな手助けになると考えられます。

このことは、“子どもを個として認知し関わること”、“子どもの「悪い行動」への耐性をつけること”というゴールにとっても同様ですし、ひいては“子どもが親以外の大人とよい関係をもつことを受け入れること”にもつながります。

“子どもとの関係を楽しめること”、“子どもに関する肯定的感情を直接表現できること”も大切なゴールです。「本当は子どものことが大切だと思っているんです」と教職員の前で泣くことよりも、子どもに直接「あなたが大切だ」と言ってあげることの大事さを伝えていく必要があります。

家庭へのかかわりに当たって ～ 基本的な心構え ～

- 「一方的な指導」、「上からの説教」は効果が薄い
- 価値観が違うのは当然だと考える
- 先入観を押しつけず、まずは相手の説明を聴く態度で
- その話し合いが相手にとってどのような意義を持つのかを考える

モジュール9

（家庭へのかかわりに当たっての心構え）

学校としては、これらのゴールを踏まえた上で、どの目標に対してどこまでのことが自分たちにできるのかについて、ケースごとに吟味していく必要があります。その上で、関係機関とも連携を図りながら、学校として求められる役割を果たしていくことになります。

それでは以下は、虐待事例における家庭への対応について、特に学校が対応する際の具体的なノウハウ等を解説していきます。

まずは、学校が家庭にかかわっていく際の基本的な心構えについてです。

（「一方的な指導」、「上からの説教」は効果が薄い）

虐待ケースでは多くの場合、保護者は自分が世間一般的には「不適切な親」であると感じていますし、周囲からもそうした目で見られることに慣れてしまっています。「一方的な指導」、「上からの説教」は効果が薄いと考えてください。

（価値観が違うのは当然だと考える）

意見や子育ての価値観が違っていることは当然のことだと考えて下さい。そうでないと、知らず知らず押しつけがましい態度の話し合いになってしまいます。

（まずは相手の説明を聞く態度で）

子どものケガについての状況確認などの場合にも、まず相手に状況についての説明をしてもらいましょう。決めつけは効果がありません。むずかしいことですが、こちらが先入観を持っていると感じれば、保護者は話し合いの意欲をなくしてしまいます。

（その話し合いが相手にとってどのような意義を持つのかを考える）

この話し合いが相手にとってどのような意義を持っているのか、をいつも考えて下さい。「用もないのに呼び出され、知りもしないのに説教され、最後は子どもを分離すると脅された」という事態は最悪です。

保護者への対応の原則

- 子どもの良い面の報告から始める
 - ※ 問題行動の報告は、「学校で処理済み」との姿勢で
- こまめでわかりやすい連絡をする
- 悩みを話し始めたら、まずは傾聴に徹する
 - ※ 教職員の側からの対処方法の提案を急がない
- 気分変動の激しい保護者の場合には、巻き込まれないよう注意する
 - ※ 連絡可能な時間などは、厳密に制限した上ではっきり伝える
- 虐待についての告白があったら、励ましを与える
 - ※ 「よく話してくれた」と受け止め、これからどうしたらよいかを一緒に考えていこうと伝える

モジュール9

（保護者への対応の原則）

さらに、保護者への対応については、原則となるいくつかのポイントがあります。

（子どもの良い面の報告から始める）

保護者との関係では、最初から子どもについて心配な面を報告すると、虐待がエスカレートする可能性もあります。子どもの良い面をできるだけ報告するところから始める工夫が必要です。中には、子どもが学校でどんな「悪さ」をしているかすべて知らせて欲しい、と言ってくる保護者もいます。良い面だけを報告していても、何かの拍子に学校での実態がわかると、「学校は嘘をついていた」と攻撃してきたりします。このような場合には、子どもの問題行動についても報告することになりますが、あくまでも「学校で起こったことは学校で処理が終わっている」という姿勢を伝える必要があります。

（こまめに、わかりやすい連絡をする）

連絡はこまめに、短い文章でわかりやすく、誤解されやすい言い回しは避けるべきです。

（保護者が悩みを話し始めたら、まずは傾聴に徹する）

もし、保護者が育児のことや家庭関係のことなど悩みを話し始めたら、まずは傾聴に徹してください。具体的な対処方法の提案を焦ってはなりません。基本としては「たいへんなのですね」とねぎらうことが中心で、「こうしたらどうでしょう」などの示唆は、急がないほうがよいものです。

（気分変動が激しい保護者の場合には、巻き込まれないよう注意する）

中には、きわめて気分変動が激しい保護者もいます。その場合には、巻き込まれないように注意する必要があります。連絡可能な時間帯などは、厳密に制限した上ではっきりと伝え、保護者の気分次第で四六時中対応することはできないことを示す必要があります。

（虐待についての告白があったら、励ましを与える）

もし、保護者から「虐待している」という告白があったときは、責めるのではなく「よく話してくれた」と受け止め、これからどうしたらよいかを一緒に考えていこうと伝えることが大切です。

対話の土台としての「傾聴」

対応に当たっては、まずは傾聴に徹する

- 「聴く人」になるのは、「答える人」になるより
難しい
※ 教員は、もともと「答える」、「教える」方が得意な職種
- 傾聴は、「孤立した家庭」という状況を打破
する手だて
- 他の教職員・専門職を罵ってきたときは、庇
いもせず、同調もせずが原則

モジュール9

（対話の土台としての「傾聴」）

保護者とのこうした対話を進めるに当たって、その土台となるのは、何よりもまず相手の話を聴こうとする姿勢です。適切なタイミングでの相づち、相手への関心を示す態度など、言葉以外の面でも「傾聴」の態度が大切になります。

（「聴く人」になるのは、「答える人」になるより難しい）

教員は、その職業柄、他人に聞かれて何かを答えたり、何かを教えたりすることはとても得意です。しかし、傾聴とはある意味で「答えを考えないで聴く」ことでもあります。答えを探しながら聴いている人は、相手の発言の中に「使える」、「突っ込める」と感じる発言を聴いた瞬間から、その先を無意識に聴かなくなってしまうものです。

「聴く人」に徹することは、ときに無力感を感じさせるかもしれません。「聴く人」になることは「答える人」になることよりもずっと難しいものです。しかし、本当に相手の話を聴くことができると、自然に相手の言葉の中にこちらの質問の糸口が見つかるのですし、それが対話を続けていく土台になります。

（傾聴は、孤立打破への手だて）

教職員はカウンセラーではありませんし、伝えなければならない情報もあるでしょう。それでも、虐待が地域社会や周囲の対人関係から孤立した家庭で生じやすいことを考えれば、傾聴は学校が持つ虐待への抑止力として有効なものです。

（他の教職員等への罵りには、庇いも同調もせず）

なお、保護者との間に安定した関係がある程度できてくると、しばしば保護者は他の教職員や専門職の悪口を言い始めます。このとき、悪口の対象となっている教職員等を庇おうとしたりすると、保護者との関係は進展しなくなることもあります。しかし、罵りに同調してしまうことはいけません。このように態度をとれば、必ずどこかで保護者は自分の行為を正当化するために「あの先生だってそう言っていた」と主張することになります。同調も反対もせず、保護者がそのような悪感情を抱いていたことに理解を示す対応が必要になります。

ここに示した対話の原則は、どれも当たり前のことのように見えますが、実際にこれを行おうとすると、なかなかうまくできないことも多いでしょう。これらの内容は、実は、専門的な面接技術にも通じるものであり、これらを間違いなく行うには、一定の訓練も必要となるものです。学校は心理治療機関ではありませんので、保護者等への対応についても、関係機関との連携により進めることが重要となりますが、併せて、教職員がこうした対話の技術について、ある程度の専門的な研修を受けることなども有意義と考えられます。

対話のための具体的な技法

～ 問いかけのテクニック等 ～

- まずは、「称賛しながらの同情」という姿勢で当たる
※ 苦しい状況に理解を示しつつ、その中でもうまくいっている部分を探して指摘
- 「うまくいっている部分」に焦点を当てて質問する
〈例〉「どんなふうにして、もっとひどい状態になってしまうのを防いでいるのでしょうか」
- 虐待的な関係ばかりではないという「例外」を探し当ててような問いかけを行う
〈例〉「叩きたくなっても叩かずに済ませることができたことはありませんでしたか？」
- 自分の心理状態等を自分で把握するための物差しとなる言葉を、一緒に見つける
〈例〉「子どものすることが気にならないでいられるお母さんを10だとすると、夕べのお母さんはいくつくらいでしたか？」
- 保護者から見た教職員(自分等)について尋ねてみる

モジュール9

(具体的な対話の技法)

心理的治療機関ではない学校には、虐待を行う保護者の心理的カウンセリング等までも求められるものではありませんが、これらの分野における様々な技術のエッセンスの中には、教職員にも実践できる内容が多く含まれています。ここでは、教職員に役立つ実践的な技法のいくつかを紹介しましょう。

(称賛しながらの同情)

まず、保護者が置かれている状況、子どもに対応する大変さ等について理解を示しましょう。その苦しい状況の中でも、どこか「うまく機能している親の部分」を探して指摘しましょう。これは「称賛しながらの同情」と呼ばれます。もちろん、このことは、虐待行為を正当化することではありません。

(「うまくいっている部分」に焦点を当てて質問)

「どんなふうにして、もっとひどい状態になってしまうのを防いでいるのでしょうか」・・・こう問いかけることで、不適切な関係の中でも「うまくいっている」面を、保護者に自覚させられさせるかもしれません。

(虐待的な関係ばかりではないという「例外」を探すよう問いかけ)

「叩きたくなっても叩かずに済ませることができたことはありませんでしたか？」・・・こうして、虐待的な関係の取り方に「例外」を探すように問いかけることで、親からも、協同して問題と取り組もうとする姿勢が見出せるようになってきます。

(自分の心理状態等を把握するものさしとなる言葉をさがす)

「お母さんの言われる『いい子』が10だとすると、お子さんはいくつくらいでしょう？」「叩かずにいられる、子どものすることが気にならないでいられるお母さんを10だとすると、夕べのお母さんはいくつくらいでしたか？」・・・こう問いかけることで、主観的な言葉にごまかされず、自分の状態を判断するものさしを見つけていくことができます。

(保護者から見た教職員(自分等)について尋ねてみる)

「私は、お父さん(お母さん)にどんなふうに関係をもっていたらいいでしょうね」・・・こう問いかけることで、実は、相手が周りから自分がどう思われていると感じているのかを知ることができます。相手との関係がある程度できていて、相手が穏やかに話ができるときに、「これまで出会ってきた教職員の中でいちばんだと思った教職員はどんな人でしたか」と尋ねてみるのも有効です。そこに、相手が求めている教職員のイメージがあります。それを把握しておくことは、こちらの出方を探っていく上で大切な情報になります。

家庭訪問時の留意点

- 当該保護者との間で、うまく関係をつくれていた者がいる場合には、あらかじめコツを聞いておく
- 保護者が酒を飲んでいるなど、落ち着いて話ができる状況にない場合は、無理強いせずに出直す
- 連続して面会を拒絶される状態になったら、よりベテランの教職員や上司などと一緒に訪ねてみる
- 子どものことばかりに話題を集めないようにする
- 相手が他の教職員を罵ったりする場合でも、「弁護もせず、迎合もせず」に接する
- さりげなく家庭内の状況を観察する

モジュール9

(家庭訪問時の留意点)

ところで、虐待事例における家庭へのアプローチの一環において大きな意味を持つ作業の1つに、家庭訪問があります。虐待対応の中で保護者との対話を進めるため、また、家庭における子どもの状況把握のためにも、家庭訪問は繰り返し必要となってきます。

ここで、いくつか、教職員が家庭訪問を行う場合の留意点を挙げておきましょう。

(当該保護者とうまく関係をつくれていた者から、コツを聞いておく)

もしも、前担任など、当該保護者と上手に付き合うことができていた人がいる場合には、話をする糸口やコツなどをあらかじめ聞いておくとういかもしれません。

(落ち着いて話ができる状況にない場合は、無理強いせずに出直す)

訪問したときに保護者が酒を飲んでいるなど、明らかに落ち着いて話ができる状態にないと判断した場合には、無理強いせずに出直すことを考えます。できれば、次にいつ訪問するかを約束しておくとういかもしれません。

(連続して面会を拒絶される状態になったら)

もしも、連続して面会を拒絶されるような状態になった場合には、よりベテランの教職員や前担任、上司などと一緒に訪問してみることもひとつの方法です。

(子どものことばかりに話題を集めない)

話を始めたら、子どものことばかり話題を集めないようにすることも大切です。もちろん、保護者が積極的に話をしてくれているのであればよいのですが、こちらからの質問に相手が答えるというパターンが続く場合、子どものことばかり聞き続けることは保護者を知らず知らずのうちに責めるメッセージになってしまうこともあります。

(他の教職員等への罵りには、弁護も迎合もせず)

ある程度保護者との関係が築かれてくると、その保護者が他の教職員や、児童相談所の職員、保健師などの専門職のことを罵ってくることもあります。この場合、「そんなことはない」と罵られている者の弁護に廻ってしまうと、それ以上会話が進まなくなることもあります。しかし、相手の話に迎合して同意してしまうことは禁物です。同意してしまうと、必ずや保護者はどこか別の場で自分の主張をする際に「学校の先生だって保健師の責任だと言っているんです」と言い出すことになるでしょう。これがチームワークを乱すものになることもあります。繰り返しになりますが、こうした場合には、保護者がそのような気持ちになっていたのだということに共感しながら、弁護も迎合もしないで聞き続けることが大切です。

(さりげなく家庭内の状況を観察する)

家庭訪問したら、部屋の飾り付けや掃除の程度など、さりげなく状況を観察することも忘れずにいてください。前回の訪問からの変化についても同様に観察してください。

周囲の保護者への対応

①虐待されている子どもの言動が 問題視されたとき

- 周囲の子どもを守る姿勢を明確に示す
- 学校全体がチームで対応していることを伝える
- 必要に応じて管理職が直接に対応し、事実関係についての正確な情報提供と協力の依頼を行う
- 問題を「隠す」ことは、事態の改善にはつながらない
～ ただし、当該児童生徒について、虐待又はその疑いがあることを示唆することは避ける

モジュール9

（周囲の保護者への対応）

家庭への対応について、ここで、もうひとつ別の視点から考えておかなければならないことがあります。

虐待を受けた子どものクラスメートの保護者など、周囲の保護者への対応についてです。

（虐待されている子どもの言動が問題視されたとき）

ときに、虐待を受けている子どもが学校で示す問題行動について、周囲の保護者からクレームが寄せられることもあります。

（周囲の子どもを守る姿勢を明確に示す）

この場合、まずは周囲の子どもを守る、という姿勢を明確に示してください。

（学校全体がチームで対応していることを伝える）

学校はどんな手を打っているのか、どうするつもりなのかと尋ねられたら、学校全体で取り組んでいることを伝えてください。必要に応じて専門機関の助言も得ていると伝えることも大切です。

（必要に応じ、管理職が直接に対応）

管理職がきちんと前面に出て説明することも重要です。学校の説明責任として、事実関係についての正確な情報を提供するとともに、どの子の成長にとっても大切な課題であることを伝え、よりよい学級づくりに協力して欲しい旨を訴えてください。

（問題を隠すことで事態の改善にはつながらない）

学校で何が起きているのか、そのことに対して学校はどう取り組もうとしているのかをオープンにすることで、周囲の保護者の批判的な言動も沈静化することが多くあります。問題を隠すほど、むしろ事態は悪化するものだと考えてください。ただし、問題行動を起こしている子どもについて、虐待又はその疑いがあるということを示唆することは避けなければなりません。

周囲の保護者への対応

②虐待されているのではないかと 話題になったとき

- 安易な風評・噂は子どもを傷つけることを伝え、配慮をお願いする
- 学校として、チームを組んで対応していることをきちんと伝える
- できれば、話題の当事者となっている保護者の心情にも配慮してほしいことを伝える

モジュール9

（虐待されているのではないかと話題になったとき）

あの子は虐待されているのではないか、という話が周囲の保護者から起きてきた場合にはどうすべきでしょうか。

（風評・噂にならないよう、配慮を依頼する）

この場合でも、まずは子どもを守るという姿勢を明確に示してください。

情報を伝えてくれたことには感謝しながら、安易な風評が立ったり、噂になったりするようなことは、何よりも子どもを傷つけることになることを伝えてください。

（学校として取り組んでいることを伝える）

そして、学校はチームを組んで取り組んでいる（取り組んでいく）こと、必要に応じて外部の専門機関にも助言を求める姿勢でいることを伝えてください。

（話題の当事者となっている保護者の心情にも配慮してほしい旨伝える）

最後に、できれば、話題の当事者となっている保護者の心情にも配慮してほしいことを伝えてください。よかれと思っている育児を責められれば誰でも頑なな態度になります。

その上で、あらためて情報を提供してくれたことに感謝し、今後も学校に協力してほしいと依頼してみましよう。

「全校体制」とは何か

虐待事例への対応は、一種の危機管理

- 学校としての対応姿勢を、全教職員が理解・共有する必要
- 「困難ケース」であればこそ、チーム対応が重要

モジュール9

（「全校体制」とは何か）

ここまで、虐待事例における家庭への対応について学んできました。このモジュールの終わりに、「全校体制で取り組む」とはどういう意味なのかについて確認しておきたいと思います。

（虐待事例への対応は一種の危機管理）

児童虐待の事例に対応することは、学校にとっては、一種の危機管理的な事態に直面することでもあります。子どもの安全管理、周囲の保護者との関係調整、関係するさまざまな機関との情報交換と情報管理、学級の中に持ち込まれがちな二重基準、最前線に立たされる教職員のメンタルケアなど、判断を迫られる事態が次々と生じます。

（学校としての対応姿勢を全教職員が理解・共有）

「全校で取り組む」というのは、ただ単に会議で話題にするということではありません。その事例に対する学校としての姿勢を、どの教職員も説明できるようにするという事です。保護者への対応の中で、「あの先生にはあの先生の考え方があからね。僕は賛成しないけど・・・」などという発言があちこちから漏れるようでは、チーム対応など絵に描いた餅ということになります。

（「困難ケース」であればこそ、チーム対応が重要）

対応が困難なケースというのは間違いなくあります。家庭への対応も、実際にやってみればさまざまな困難が生じてきますし、すべてのケースについて望ましい結果がでる訳でもありません。だからこそ、チームを組んだ対応が必要なのです。自分にもできることがあるという意識と、自分だけが抱えているのではないという安心感が、虐待事例に対応する基盤になります。学校・教職員にとって本当に困難なケースとは、チームが組めず、孤立無援で対応し続けるケースのことなのだとして理解していただきたいと思います。